

Business
Report
No.1505

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

収入印紙の過誤納による印紙税の還付
他の収入印紙との『交換制度』の違い

今月のトピック

Part 2

平成27年度の新入社員は「消せるボールペン型」



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック Part 1

収入印紙の過誤納による印紙税の還付 他の収入印紙との『交換制度』の違い

2014年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたが、同日、領収書やレシートに貼る収入印紙も見直され、「金銭又は有価証券の受取書」に記載された受取金額が非課税となるのは、改正前の3万円未満から「5万円未満」に引き上げられた。

つまり、飲食店などの領収書の記載金額が「3万円以上5万円未満」のケースで、見直しを知らずに収入印紙を貼ってしまうと200円の印紙税を払い過ぎたことになってしまう。

こうした印紙税の納付が必要のない文書に誤って収入印紙を貼った場合は、所轄税務署長に払い過ぎ（過



誤納)となった文書の「原本を提示」して、過誤納の事実確認を受けることで、印紙税の還付を受けることができる。消費税法の規定により還付の対象になるのは、印紙税を納付する目的で、印紙税の納付の必要がない文書に誤って印紙を貼り付けたり、又は課税文書に所定の金額を超える印紙を貼り付けたりした場合などに限られている。

したがって、印紙により納付することになっている登録免許税や訴訟費用などを納付するための文書に印紙を貼り付けたものは、印紙税の還付を受けることができない。こうしたケースでは、最寄りの税務署に収入印紙が貼り付けられている文書を提示し、その収入印紙が印紙税の納付のために用いられたものではないことの確認を受けた場合、郵便局において所定の交換手数料を支払い、他の収入印紙と交換する「交換制度」がある。

税理士の目

堺事業部 小畑直子

領収書やレシートなど「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」の金額が5万円以上であれば、原則、印紙を貼らなければいけません。しかし、受取金額が5万円以上でも非課税となる場合があります。たとえば、領収書に「販売代金49,000円、消費税額等3,920円、合計52,920円」と記載されている場合です。ここでのポイントは税込価格と税抜価格が記載されているなど消費税額等が明らかに区分されていることです。200円の印紙であっても、積み重なれば決して少ない金額ではありません。経費削減の一環として、一度、領収書等の記載方法を見直してみてもいいかもしれません。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

平成27年度の新入社員は「消せるボールペン型」

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」より平成27年度の新入社員のタイプが発表されました。今年のタイプは「消せるボールペン型」ということです。

2001年に発売された消せるボールペンは文房具界に一大センセーションを起こし、いまやビジネスの世界においてもなくてはならない文房具の一つとなっています。ただ、このボールペンは一目見ただけでは、その機能はわかりません。新入社員も見た目だけでは、その能力はわからないもの。見かけだけで判断せず、彼らの本当の能力に目を向けてあげてください。

使い過ぎには注意も必要

消せるボールペンは「消せること」が最も特徴的な機能です。今年の新入社員は、現役生であれば東日本大震災の直後に大学に入学しており、想定外の状況に置かれる中で、さまざまな状況に変化してきた世代です。こうした変化に対して柔軟に対応できる能力を持った新入社員たちには、若いうちに何度でもやり直せるように、のびのびとチャレンジさせていくことが今後の成長へとつながっていくでしょう。

ただ、この消せる機能は使い勝手がいいばかりに、つつい使い過ぎてしまうきらいがあります。熱を与え過ぎてしまうと、個性という色が消えてしまいますし、酷使するとインク切れを起こしてしまう危険性もあります。必要以上に気を遣う必要はありませんが、こうしたところに配慮が必要です。

物事に対して柔軟に対応できるというのは優れた能力です。上手に使うことで、仕事の幅が広がるだけではなく、流れの早い現代において、会社にとってなくてはならない存在になっていくことでしょう。

社労士の目

社会保険労務士
山口征司

現在、新卒、中途にかかわらず、採用市場は「超売り手市場」といわれています。人を選んで採用しにくいどころか、応募者を全員採用したとしても、予定採用数に満たないという現象も珍しくはありません。時代の流れと共に求職者の性質や動向が変わっていくように、企業側の採用コンセプトや、採用後の教育制度なども柔軟に変えていく必要があります。

従業員は文房具のように、気に入らないからといってすぐに変えることはできません。その人の能力を生かせるように、上手く使うのも採用した側の務めです。近年の採用市場は、求職者の能力や経験だけではなく、企業側の人を使う力も試されているといえるでしょう。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171